

社会福祉法人あけぼの福社会役員に対する報酬及び費用弁償規定

(趣旨)

第1条 社会福祉法人あけぼの福社会役員（以下「役員」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関して必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬（以下「報酬」という。）の額は、勤務1日につき（5,000円）とする。

(職員である者の報酬)

第3条 役員かつ、社会福祉法人あけぼの福社会職員である者に対しては、役員としての報酬は支給しない。

(費用の弁償)

第4条 役員業務を行うため旅行したときは、費用を弁償する。
2. 費用弁償の額は、ももの木保育園旅費規定別表の区分1を適用する。

(旅行の命令)

第5条 役員旅行は、旅行命令によるほか、理事会の発する会議招集通知によることができる。

(準用規定)

第6条 この規定に定めるものを除くほか、役員報酬及び費用弁償の支給方法については、ももの木保育園職員の例による。

付 則

この規定は、平成22年4月1日から施行する。